

母子生活支援施設における「アフターケア」と「地域協働」に関する一考察

－「母子生活支援施設運営指針」における地域支援の残された課題－

母子生活支援施設 愛知昭和荘 武藤 敦士 (7809)

[キーワード] 母子生活支援施設、アフターケア、地域協働

1. 研究目的

母子生活支援施設では、近年DV被害により逃避してきた母子が増加しており、そのような母子の安全を図るために、地域社会に対して閉鎖的な運営を行う施設も多い。その反面、母子生活支援施設には、地域と連携して退所母子や地域で生活する子育て世帯を支援する役割も求められている。

本年3月には、母子生活支援施設が行う支援の方針を示した「母子生活支援施設運営指針」(以下、運営指針)が発表された。これは、2011年7月に児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が発表した「社会的養護の課題と将来像」にもとづき、施設の運営の質の向上を目指して策定されたものであり、ここで初めて、地域支援にかかる機能についても整理されたところである。

社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会(以下、全母協)は、「アフターケア」と「地域協働」という地域における支援を含めた、母子生活支援施設における支援について、2007年4月に「全国母子生活支援施設協議会倫理綱領」を制定していたが、運営指針の制定によってようやくその具体的方針が示されたとみることができる。

しかし、「アフターケア」や「地域協働」に関するその内容をみると、全母協が歴史的に指摘してきた対象や機能に比べても、また、運営指針同様「社会的養護の課題と将来像」にもとづいて義務化された第三者評価基準に比べても、限定されたものとなっている。そのため、本研究では「アフターケア」と「地域協働」における対象と機能について資料を整理し、運営指針における地域支援の残された課題について明らかにしていく。

2. 研究の視点および方法

母子生活支援施設におけるアフターケアや地域協働の必要性については、福祉見直し期以降、継続的に指摘されていた。また、「社会的養護の課題と将来像」や、それにもとづく運営指針や第三者評価基準でも支援の一環に位置づけられている。しかし、そこに示す対象や機能の内容に一貫したものはみられない。そのため、本研究では、『平成7年度 全国母子寮協議会 基本文献資料集』に収められている7本の報告のうち、①「特別研究委員会報告『あるべき母子寮の姿』」(以下、1979年報告)、②「これからの母子寮のあり方委員会『これからの母子寮の基本的方向』」(以下、1989年報告)、③「全国母子寮協議会特別委員会報告『家庭・家族福祉の拠点をめざす』」(以下、1994年報告)の3本から、対象と機能の変遷を歴史的に整理する。さらに、「社会的養護の課題と将来像」と、それにもとづく運営指針、および第三者評価基準が、アフターケアや地域協働の対象と機能をどのよ

うに規定しているかを分析し、そのうえで、運営指針の課題について考察していく。

### 3. 倫理的配慮

本研究で用いる資料等は、すべて公表されているものを使用している。引用に際しては出典を明らかにするなど、一般社団法人日本社会福祉学会の研究倫理指針にもとづいて研究を行っている。

### 4. 研究結果

『平成7年度 全国母子寮協議会 基本文献資料集』では、アフターケアについて、1979年報告以降、民生委員・児童委員や母子自立支援員との連携の必要性が継続して指摘されていた。また、地域協働では母子生活支援施設に求められる役割・機能について、1979年報告ではコミュニティ・センターとして、1989年報告では生活福祉センターとして、そして1994年報告では子育て支援センター化が目指されていた。

しかし、「社会的養護の課題と将来像」ではそれらが反映されておらず、それにもとづく運営指針、および第三者評価基準でも、アフターケアと地域協働の対象と機能の拡大はみられるものの、統一した内容となっていない。そのなかで、もっとも対象と機能が拡大されたものは第三者評価基準であった。

以上の歴史的な指摘と今日的動向から、アフターケアと地域協働の対象と機能について整理したうえで、運営指針における地域支援の残された課題について考察した。

### 5. 考察

母子生活支援施設が社会的養護の一環として、地域で生活する子育て世帯を対象とした支援を展開していくためには、運営指針の規定に加え、施設のハード・ソフト両面の機能をどのように地域支援に活用していくのかという方法論の確立が急務である。

そのためにはまず、運営指針にうたわれているように、既存事業の強化・拡大を図る必要がある。施設行事への招待や相談機能の対象を拡大し、その機能を強化するとともに、それを広くPRする必要がある。

次に、地域における社会資源との連携強化である。実施率の低い民生委員・児童委員や母子自立支援員との連携強化は必須であり、特にアフターケアにおいては、母子の退所時に退所先の地域の民生委員・児童委員や福祉事務所とのケース会議を実施し、退所後の支援計画について確認する必要がある。

最後に、生活問題を抱えたまま潜在化している子育て世帯の掘り起こしや、退所母子の落層予防のためのアウトリーチである。退所母子に対しては、職員による直接的な訪問も有効であるし、地域の子育て世帯に対しては、民生委員・児童委員、その他関係機関との連携による実施が必要となる。